

第26回

バリアフリー社会推進賞

～共生社会の実現に向けて～

募集中!

募集要領

施設部門

活動部門

福祉用具部門

応募締切

令和6年 9月30日(月)

当日消印
有 効



バリアフリー
街にも家にも 心にも



主催 / 石川県

募集要領

バリアフリー社会推進賞について

石川県では、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」を定めて、お年寄りや障害のある方をはじめ、県民だれもが自らの意志により自由に行動し、住み慣れた地域に住み続けられ、社会のあらゆる分野の活動に参加することのできる障壁のない社会(バリアフリー社会)の実現に向けて、県民一人ひとりの協力と理解により、力を合わせて進めていくことを目指しています。

そこで、このような取組を一層深めるために、平成11年度からバリアフリー社会推進表彰制度を設け、先駆的、模範的なバリアフリー社会づくりへの取組や活動(県内でのみ活動・開発)を行っている個人や団体を、「施設部門」「活動部門」「福祉用具部門」のそれぞれの部門において、表彰しています。

この賞をきっかけにして、県民の皆様にはバリアフリー社会づくり、さらにはユニバーサルデザインや共生社会の実現について、より一層の関心を持っていただくことを願います。



応募対象

施設部門

(最優秀賞・優秀賞・奨励賞 各1点)

お年寄りや障害のある方などが利用しやすいように配慮された、不特定多数の人が利用する県内の公益的施設で、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」の整備基準に適合するもの。また、特に改善に積極的に取り組んでいる公益的施設を対象とします。

審査については、整備基準の遵守などハード面の取組だけでなく、施設整備及び運営の住民参加や職員の対応などソフト面の取組を重視することとします。

ただし、国又は県が整備した建物などや同一の功績により知事賞を受けたものは除きます。

活動部門

(最優秀賞・優秀賞・奨励賞 各1点)

お年寄りや障害のある方の自立と社会参加を支援するための活動を対象とします。原則として、県内において1年以上の活動実績があり、現在も活動を継続していることが必要です。

福祉用具部門

(最優秀賞・優秀賞・奨励賞 企業・一般 各1点)

お年寄りや障害のある方の自立支援や介助者の負担軽減を図るものや、ユニバーサルデザインの考え方に基づく誰もが使いやすいもの等、創造的な作品を募集します。

応募作品は実物作品とし、製品、試作品、改良品などの別は問いませんが、他者の知的所有権を侵害しないものに限りします。

これまでの受賞施設・活動・福祉用具は下記のホームページからご覧いただけます。

◆応募方法

詳しくは下記のホームページをご参照ください。

◆入賞発表・表彰式

入賞者への通知をもって入賞発表とします。表彰式は、令和6年12月以降を予定しています。

◆応募先及び問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部厚生政策課 地域福祉グループ
TEL.(076)225-1478 FAX.(076)225-1409

詳しくは
QRコードから!



<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-hyousyou.html>

※応募方法・応募用紙等についても上記までお問い合わせください。